

今後のあり方についての検討課題

愛知県における産業廃棄物税導入後の産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析を踏まえた検討項目ごとの現行税制度の見直しの必要性、今後の課題等、産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討課題は、下表に示すとおりである。

表 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討課題（1）

検討項目	検討課題
税制度の 効果の有無	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済指標である製造品出荷額等と発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量の経年変化を比較すると、発生量、排出量は経済指標と同様の推移を示す一方、再生利用量は製造品出荷額等を上回る伸び率を示すとともに、最終処分量は経済指標の動向に関係なく減少している。 ○ 税制度未導入都県との比較では、愛知県は再生利用率が増加し高い水準を維持しており、税制度による施策の効果も寄与しているものと考えられる。一方、最終処分率はどの都県も減少傾向にあり、税制度以外の要因の寄与が大きいことが推察される。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、再使用・再生利用の促進等、一定の効果はあったと考えられる。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 税制度導入後、埋立処分量は継続的に減少し、再生利用率は増加したが、平成 26 年度以降、再生利用率は頭打ちとなっている。 ◇ 税導入による自社での効果については、排出量抑制、再利用・再生利用の促進、最終処分量の削減につながったとの回答が一定数見られたものの、分からないとの回答が最も多かった。 <p><今後のあり方（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 税制度には一定の効果が見られることから、引き続き、税収を利用した発生抑制、再生利用促進対策を実施していくとともに、排出事業者が税制度の効果を実感できるような充当事業の成果、税制度の更なる周知を図っていく。

表 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討課題（２）

検討項目	検討結果
<p>納税義務者 課税対象・ 徴収方法</p>	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分段階課税方式は、排出段階課税方式に比べ、全ての排出事業者に簡素な仕組みで公平な負担と最終処分量の削減効果を求めることができることから採用している。なお、税制度を導入している28道府県市のうち、最終処分段階課税方式は26道府県市で採用されている。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果では、現行の最終処分段階課税方式で良いとの意見が大部分を占めている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中間処理業者から県外の最終処分場へも搬入している等、中間処理量に対する県内最終処分量の把握が困難な場合には、税相当額が明示されないことが多く、排出事業者が納税している実感を得にくいことが考えられる。 <p><今後のあり方（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き、現行の最終処分段階課税方式を採用するが、排出事業者が税制度の効果を実感できるような充当事業の成果、税制度の更なる周知を図っていく。
<p>税率・ 税収状況・ 基金制度</p>	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率は、納税者の負担度合や既に税制度を導入している他道府県との均衡等を総合的に勘案した結果、1,000円/トンと設定している。産業廃棄物税は3Rの促進や最終処分場の設置促進、適正処理の推進に充てるために導入したものであるが、このうち、3Rの促進、適正処理の推進は、全ての者が直接便益を受ける施策であるため、自ら設置する最終処分場への搬入に対しては、応益性の観点から500円/トンを設定している。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行税制度には理解が得られている。 <p><今後のあり方（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き、現行の税率1,000円/トン、自ら設置する最終処分場への搬入に対しては500円/トンとする。

表 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果（3）

検討項目	検討結果
使 途	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果では、現行の3つの税の活用施策を積極的に進めるべきとの回答が95.2%であった。 ○ 中でも「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」が一番多く、次いで「最終処分場の設置促進」、「適正な処理」の順であった。各事業は、いずれも産業廃棄物税の目的に合致した事業であり、毎年度、産業廃棄物適正処理基金を充当して適切に実施されている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、税の活用施策として最も積極的に進めるべき施策は、「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」が最も多いため、3Rの促進につながる事業の拡充についての検討を行う必要がある。 ◇ 特に廃プラスチック類については、比較的最終処分率が高く、外国政府による輸入規制を踏まえた対策が必要である。 ◇ 最終処分場の設置は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠な施設である一方、事業期間が長期にわたることから、計画的に進めていく必要がある。 <p><今後のあり方（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」、「最終処分場の設置促進」、「適正な処理」に係る事業に充当していく。 ◎ 廃プラスチック類について、国内での循環を促進するシステム作りや処理施設の整備等により再生利用率の向上を図っていく。 ◎ 新たな最終処分場の設置促進に関する取組については、今後の最終処分量の推移を見ながら計画的に進めていく。

表 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果（４）

検討項目	検討結果
税制度の周知	<p><現状分析></p> <p>○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査においては、目的まで知っているのは約４割と前回検討時から減少しており、特に排出事業者の認知度が低い。</p> <p><課題></p> <p>◇ 税の徴収段階においては、中間処理業者において税相当額の明示が困難な場合、排出事業者が納税を実感しにくい状況が見られる。</p> <p><今後のあり方（案）></p> <p>◎ 周知度の低い排出事業者への産業廃棄物税制度の更なる周知を図るため、業界団体や産業界等とも連携を図りながら、効果的なPRを検討すべきである。</p> <p>◎ 税充当事業の効果が見えるよう、具体的な事例で伝えていくなど、PRの方法に工夫が必要である。</p>

以上のとおり、産業廃棄物税制度について、現状分析した結果からは、現行の税制度には一定の効果・成果が見込まれる。また、税収の用途や税率、課税方法等についても、理解が得られている状況にある。

一方、排出事業者が納税を実感しにくい状況があることを踏まえ、税制度の更なる周知、税充当事業の効果のPRの方法や、3Rの促進につながる事業の拡充等の課題も見受けられる。